

地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

(1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心で質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

(2) 地域における医師の不足偏在を解消するため、医師に一定期間の地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣するため、実効ある対策を講じること。

また、医師を適正配置する仕組みを構築すること。

(3) 新たな専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう、地域における医療の確保と住民の健康維持に責任を持つ都市自治体等の意見を十分に踏まえ、慎重に対応すること。

(4) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていていることから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。

さらに、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

(5) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業の充実を図るとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じることにより、安定的な実施体制を構築すること。

(6) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチ

ンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。

2. 少子化対策の充実について

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(2) 新制度への移行を引き続き促進し、教育・保育の場を計画的に整備できるよう、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行及び実施に伴う都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

(3) 公定価格について、すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

また、地域区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。なお、早急な見直しが困難な場合は、都市自治体の意見を十分に踏まえた特例措置を設けること。

(4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、適用範囲の拡大等の一層の支援措置を講じること。

(5) 幼児教育・保育の無償化の具体化に当たっては、現場を預かる都市自治体と十分な協議を行うとともに、必要な地方財源を確実に確保すること。

(6) 保育士の確保及び更なる処遇改善を図るため、公定価格における処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、保育士の勤務条件の緩和や勤務形態の見直しなど、人材確保に向けた環境整備を図ること。

(7) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

また、「子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

(8) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、特別な配慮を要する子どもに対する保育士の加配等、地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

3. 子ども医療費に係る全国一律の保障制度の創設について

すべての自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、我が国の人ロ減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化すること。

4. 障害者施策の充実について

(1) 障害者総合支援法等一部改正法の施行に当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、都市自治体等の意見を十分に反映するとともに、所要の財政措置を講じること。

また、都市自治体、利用者及び事業者等が新たな制度に円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、システム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

(2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないよう、必要な財源を確保するとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

(3) 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充、処遇改善を含め、必要な措置を講じること。

なお、障害福祉サービス等報酬の地域区分については、地域の実情を踏まえた適切な区分を設定すること。